

営農型太陽光発電の現状と課題

馬上 丈司 （まがみ たけし）千葉エコ・エネルギー株式会社 代表取締役

要約 営農型太陽光発電／ソーラーシェアリングは農地において農業生産と太陽光発電を両立させる取り組みであり、我が国における農業振興や再生可能エネルギーの導入拡大に資する取り組みとして注目されている。一方で、再生可能エネルギー発電事業のために農地を利用する抜け穴として活用されてしまっている実態もあるほか、国内での本格的な普及が始まってから10年が経っているにもかかわらず「太陽光パネルの下で農業が出来るわけがない」といった誤った理解が未だに根強いなど、十分な情報が行き渡っていないという課題を抱えている。本稿では営農型太陽光発電の基本的な制度や設備設計、農業のあり方、実際の事例等の紹介と共に、今後の普及拡大に向けた課題を整理していく。

1. はじめに

営農型太陽光発電、あるいはソーラーシェアリングという言葉が世に広がるようになって久しい。農林水産省が2013年3月末に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）を発出し、農地法における一時転用許可によって農地に営農型太陽光発電設備を導入することが正式に認められるようになってから、今年で10年が経過した。国内の営農型太陽光発電の累計導入量は1GWを超えたと見られ、その事例と実績の豊富さは世界的に広がるAgrivoltaicsの原点の一つとも言える。昨今はマスメディアやSNS等でも多く見かけるようになったこの「営農型太陽光発電／ソーラーシェアリング」とは一体何なのか、その概要と現状、そして将来展望について本稿では取り上げていく。

2. 営農型太陽光発電とは何か

冒頭から営農型太陽光発電／ソーラーシェアリングという表記を用いてきたが、この二つは概ね同一のものを示しているようで似て非なる部分もある。営農型太陽光発電は農林水産省が定義した用語であり、一方のソーラーシェアリングは民間における俗称として広まっている用語である。後者は農地における太陽光発電だけでなくカーポート型なども包含するなど定義が曖昧になる部分が見られるため、本稿では営農型太陽

光発電に統一して表記することとしたい。その上で、まずは営農型太陽光発電とは何なのかについて整理していく。

2.1 営農型太陽光発電の定義

営農型太陽光発電の定義は、農林水産省によると「農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組み」とされている。（図1）

営農型太陽光発電設備について

【令和3年4月改訂版】

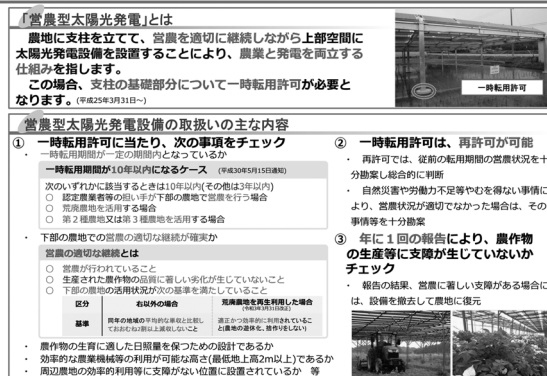


図1 営農型太陽光発電設備について（農林水産省）

営農型太陽光発電設備を農地に設置する際には、設備の支柱部分等について農業委員会から農地の一時転用許可を受けることになる。支柱以外にも高圧以上の発電所となる場合にはキュービクルを設置する場所、また構内柱や地中埋設管の立ち上げ部など農地の地面部分を使うものも一時転用許可の対象となる。この転用許可は「一時」とある通り期限付きのものとなっており、下記のいずれかの条件に該当する場合には10年以内、それ以外は3年以内の許可期間が設定される。